

平成30年 6 月 1 日

株 主 各 位

第56回定時株主総会に際しての インターネット開示事項

- | | |
|----------|----------------------------|
| [事業報告] | 業務の適正を確保するための
体制および運用状況 |
| [連結計算書類] | 連結注記表 |
| [計算書類] | 個別注記表 |

上記の事項につきましては、
法令および当社定款第17条の定めに基づき、インターネット上
の当社ウェブサイト (<http://www.ines.co.jp/>) に掲載するこ
とにより、株主の皆様提供しているものであります。

株式会社アイネス

業務の適正を確保するための体制および運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会決議により定めた「内部統制システム体制構築に関わる基本方針」に基づき、当社の内部統制システム体制等について継続的に整備するとともに毎期運用状況を確認し、必要に応じて基本方針を改定しております。現在の基本方針は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社グループの取締役、執行役員および使用人がアイネス行動規範を基本とする各社の行動規範を遵守すること、その職務執行が法令および定款に適合すること、かつ社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
 - b. 当社の内部監査部門による当社グループ全体の内部監査を継続的に実施し、当社グループの取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保する。
 - c. 当社の取締役または執行役員を委員長とするコンプライアンスに係る委員会の決定する方針に基づき、当社グループ各社が法令および定款に適合した社内ルールを構築し、コンプライアンスに関わる教育指導を徹底することにより、当社グループの取締役、執行役員および使用人の遵法精神の向上を図る。
 - d. 当社グループ全体を対象とする内部通報制度を整備し、法令および定款に反する行為を発見した者が内部通報を容易に行える環境の整備改善を図る。
 - e. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する体制を整備し、不当な要求があった場合でも毅然としてこれを拒絶する。
- ② 当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a. 取締役および執行役員は、職務執行上の意思決定に関わる記録および決裁文書を、文書管理規程およびその他社内規程・基準等に従い、適切に保存管理する。
 - b. 上記の記録および文書について、取締役、執行役員または監査役から要求があった場合は、迅速に閲覧に供するものとする。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社の取締役会および経営会議等の会議体において、取締役、執行役員および使用人から定期的または随時に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループの損失発生の危険を察知したときは、その

責任者となる取締役または執行役員を定め、速やかに回避措置または対策を図る。

- b. 当社の社長を委員長とする委員会を組織して当社グループの危機管理全般を統括し、規程・マニュアル等の整備、教育指導、内部監査を実施する。また、子会社は、当委員会に参画し、各社で任命する委員による活動等をもって、各社の危機管理の向上を図る。
- c. 危機管理上の有事発生の際には、前号の委員会の指揮命令のもと、新たに設置する対策チームが、有事対応にあたる。

④ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 当社グループ全体の財務報告の信頼性を確保する内部統制システムの適正かつ適切な運営を図るため、当社の取締役または執行役員を委員長とする委員会を組織し、その維持・改善の継続を推進する。
- b. 財務報告の信頼性を確保するため、社内のモニタリングを実施するとともに、その有効性を定期的に評価する。改善が必要な事項が発見された場合、前号の委員会における検討を経て、すみやかにこれの改善を図る。

⑤ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社グループ全体の中期経営計画を定め、中期的経営目標を明らかにし、年度予算の策定により、当社の執行役員および子会社の取締役の業績目標と評価基準を明確にするとともに、これに基づき業績管理を適切に行うことで、当社グループの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保する。
- b. 経営に影響を及ぼす重要事項については、適正な意思決定を行うため、経営会議等の会議体における協議を実施する。

⑥ 子会社の取締役等の職務執行に関する事項の報告の体制

- a. 当社において年4回以上開催する子会社からの報告会およびその他子会社からの適宜の報告を通じて各子会社の経営状況を把握するとともに、関係会社管理規程に基づき、子会社に対し必要な管理を行う。
- b. 主要な子会社には、当社の取締役、執行役員または使用人を、子会社の取締役または監査役として派遣し、その報告を通じて子会社における業務の適正を確保する。

⑦ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- a. 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- b. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。

- c. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動および評価については、監査役の同意を得て実施する。
- ⑧ 当社グループの取締役等および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 当社の取締役、執行役員および使用人は、監査役または監査役会に対し、以下の事項について報告する。
 - ア. 経営状況に関わる重要な事項
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ウ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - エ. コンプライアンス上重要な事項
 - オ. 当社の内部統制システム構築に関わる活動状況
 - カ. その他、監査役会で定める事項
 - b. 子会社における前号の事項について、子会社の取締役、監査役または使用人から当社グループの内部通報制度その他の報告等により報告を受けた当社の取締役、執行役員または使用人は、監査役または監査役会にこれを報告する。
 - c. 当社の監査役は、その判断に基づき、当社グループの取締役、執行役員および使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。
 - d. 前各号の報告を行った者は、当該報告したことを理由に、当社または子会社から不利な取扱いを受けない。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役と会計監査人は、定期的に意見交換の場を設ける。
 - b. 監査役は、必要に応じて、独自に弁護士、公認会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を得ることができる。
 - c. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、経理規程に基づく社内手続により適正に実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当期における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - すべての役員および社員が遵守すべき規範として「アイネス行動規範」（以下、「行動規範」という。）を定めております。当社においては、これを見直し常に最新とし、すべての役員および社員に小冊子として配付するとともにイントラネットに掲載し周知しております。また、子会社にも

行動規範を配付し各社内内で周知しております。さらに、行動規範に準拠したコンプライアンステキストを策定し、定期的なコンプライアンス研修を全グループ内で実施し、イントラネットを用いたテストにより効果を把握しております。

また、全社横断組織として、当社グループ全社が参加するリスク管理統括委員会を設置し、さらにその配下にコンプライアンス委員会を設置しております。これら委員会では、当社グループのコンプライアンスに関する課題の把握とその対策を立案・計画するとともに、活動を推進しております。

さらに、法令違反や不正行為等を早期に発見し解決していくことを目的として、「内部通報規程」を定め、内部通報窓口である「内部通報 110 番」を当社およびすべての子会社に設置しており、通報の状況については適宜適切に取締役および監査役に報告しております。

また、「内部監査規程」に基づき、内部監査部門が当社全部門および子会社を対象とした業務監査を実施しており、その結果を、社長、経営会議、および監査役会に報告しております。

反社会的勢力からのアプローチがあった場合は、総務部門が中心となって対応する体制となっており、反社会的勢力との関係遮断については、社内研修等により役員および社員等に周知しております。

② 当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、その他の重要会議体の議事録等の記録および決裁文書は、文書管理規程に基づく担当部門が保存管理を行い、役員からの閲覧要求に迅速に対応しております。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会その他の重要な会議において、各部門からの重要業務の報告や業績報告に加えて、損失発生の危険のある事項について報告が行われております。また、財務部門、技術部門およびその他関係部門が連携して損失発生の危険性のあるプロジェクトの発見に努め、適切な対応策を講じております。子会社の損失発生の危険については、財務部門が子会社からの報告会や月次報告等における報告により把握しております。

また、当社グループのリスク管理全般を統括することを目的とするリスク管理統括委員会の主導において、リスク管理に係る規程・マニュアルの整備、当社グループの網羅的なリスク把握、リスク発生時の対応策の検討、役員および社員等に対する教育活動等が実施されております。

さらに、「事業継続管理規程」および「情報セキュリティ対策基準」等に基づき、緊急時の対応手順および緊急連絡網を整備し、イントラネットへの掲載等により当社グループの役員および社員等に周知しております。

④ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制につきましては、「内部統制基本方針」および「内部統制基本規程」に基づき、内部統制委員会を定期的に開催しております。同委員会においては、当社全部門における自己点検結果および内部統制推進部門による当社全部門および子会社を対象とした内部統制の整備運用状況のモニタリング結果に基づき、内部統制の有効性が審議され、不備があればこれを是正しております。

また、監査部門による内部統制の運用状況の評価は、当社会計監査人のレビューを受けた後、内部統制委員会、経営会議、および監査役会に報告されております。

⑤ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画およびその見直しの結果を踏まえ策定される年度計画と予算に基づき、執行役員を兼務している各取締役の業績目標の設定と評価が行われております。取締役会および経営会議等においては、業務執行報告が行われ、経営に影響を及ぼす重要事項が審議されております。

また、当社グループ各社で定めた職務分掌と職務権限について、イントラネットに掲載するなど、迅速な意思決定を図るとともに、電子化等も採用するなど業務の効率化を進めております。

⑥ 子会社の取締役等の職務執行に関する事項の報告の体制

「関係会社管理規程」に基づき子会社管理を実施しており、子会社からの定期的な報告会および子会社に派遣した役員等からの報告を通じて、子会社の経営状況を把握しております。また、子会社の経営状況は、四半期毎に子会社を管轄する取締役から取締役会に報告されております。

⑦ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、監査部門の社員より任命され、監査役の指示に基づき職務を執行しており、その場合、取締役の指揮命令を受けないこととしております。

また、当該使用人の人事考課や異動等については、監査役の同意を得て行っております。

⑧ 当社グループの取締役等および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会への出席、および経営会議その他会議等への常勤監査役の出席を通じて、当社の経営状況、重要リスクの発生状況、内部統制システムの整備運用状況等を確認しております。また、監査役会その他の会議体における取締役および使用人からの報告を通じて組織の運営状況および子会社の業務執行状況等を確認しております。

さらに、当社グループの全社を対象とした内部通報制度においては、内部通報の発生の都度、社長、内部通報を管轄する取締役、および監査役に一報があり、監査役全員が出席する取締役会で通報の状況を報告しております。なお、通報を行った者に対して不利益な取扱いを行わないことを社内規程等に定めております。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会およびその他の会合において、会計監査人より、監査計画、四半期決算レビュー報告、内部統制監査状況等の報告を受けるなど、十分な意見交換を行っております。

また、監査役は、社外役員連絡会において、社外取締役とも意見交換を行い、連携を図っております。

さらに、年度予算には、監査役の職務執行に必要と見込まれる経費を織り込んで策定しており、監査役が独自に弁護士等の専門家からの助言を得ることができる体制を整備しております。

[連結注記表]

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は㈱アイネス総合研究所、㈱KDS、㈱アイ・エス・エス、㈱SKサポートサービスの4社であります。

なお、愛寧寿情報システム（上海）有限公司及び愛寧寿情報システム（香港）有限公司については、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

非連結子会社である愛寧寿情報システム（上海）有限公司、愛寧寿情報システム（香港）有限公司は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産

仕掛品……………個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品……………個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

・建物及び構築物……………定額法

・工具、器具及び備品……………定率法

(ただし特定の契約に基づく専用設備は定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………6～63年

工具、器具及び備品……………3～15年

- ②無形固定資産（リース資産を除く）
- ・自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - ・市場販売目的のソフトウェア……………見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額
見込有効期間は3年以内であります。
 - ・その他の無形固定資産……………定額法
- ③リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却
- ⑤長期前払費用……………定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②受注損失引当金……………請負契約に基づくソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。
- ③賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。
- ④役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。
- ⑤役員退職慰労引当金……………役員及び執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- 受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準
- ・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの……………進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
 - ・その他のもの……………完成基準

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る負債の計上基準

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

10,885百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	28,600,000	—	—	28,600,000
合計	28,600,000	—	—	28,600,000
自己株式				
普通株式(注)	2,493,748	1,718	—	2,495,466
合計	2,493,748	1,718	—	2,495,466

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,718株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	261百万円	10.00円	平成29年 3月31日	平成29年 6月26日
平成29年10月26日 取締役会	普通株式	261百万円	10.00円	平成29年 9月30日	平成29年 12月5日
計		522百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	261百万円	利益 剰余金	10.00円	平成30年 3月31日	平成30年 6月25日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、主に預金や流動性及び安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しましては、社内における与信管理に関する規程に沿って、リスク低減を図っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式や投資事業有限責任組合への出資であり、定期的に時価や発行体及び組合の財務状況等を把握し、適正な価格で評価をしております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2. 参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,261	11,261	—
(2) 受取手形及び売掛金(※)	9,773	9,773	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,414	1,414	—
(4) 長期預金	300	300	—
資産計	22,748	22,748	—
買掛金	2,647	2,647	—
負債計	2,647	2,647	—

(※)受取手形及び売掛金については、一般貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券(社債)は取引金融機関から提示された価格によっております。

種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を 超えるもの	(1) 株式	660	416	243
	(2) 債券(社債)	—	—	—
	小計	660	416	243
連結貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を 超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券(社債)	754	766	△ 11
	小計	754	766	△ 11
合計		1,414	1,182	232

(4) 長期預金

金利が一定期間ごとに更改される条件となっており、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられることから、当該帳簿価額によっております。

負債

買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
子会社株式	0
関係会社出資金及び出資金	13
その他有価証券 非上場株式	27
投資事業有限責任組合出資金	86

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金融債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	11,261	—	—	—
受取手形及び売掛金	9,773	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの 債券(社債)	—	—	600	100
長期預金	—	—	—	300
合計	21,034	—	600	400

(注) 4. 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	51	49	—

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,477円71銭
1株当たり当期純利益	40円51銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成30年5月16日開催の取締役会において、持続的な成長と企業価値向上を目的に株式会社三菱総合研究所（以下「MR I 社」といいます。）との間で業務資本提携（以下「本業務資本提携」といいます。）及び同社に対する第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議し、同日付でMR I 社との間で業務資本提携契約を締結しました。また、本自己株式処分は、平成30年6月6日に実施します。

1. 本業務資本提携の概要

(1) 本業務資本提携の目的及び理由

当社はかねてよりMR I 社の連結子会社である三菱総研DCS株式会社（以下「DCS 社」といいます。）との間で事業上の協業関係にありましたが、このたび当社と、MR I 社及びDCS 社（以下「三菱総研グループ」といいます。）の間で業務提携契約を、当社とMR I 社との間で資本提携契約を締結することで合意に至りました。

近年、ICT企業を取り巻く市場環境は劇的に変化しています。需要面では、お客様においてオープン化・クラウド化など「所有」から「利活用」への転換が進むと同時に、最先端テクノロジーを活用したサービスに対する需要がさまざまな分野で急速に立ち上がっています。一方、供給面においては、ICTエンジニア不足が今後ますます深刻化していくことが予想されており、優秀な人材の確保がICT企業の経営にとって喫緊の課題となっています。

こうした市場構造の変化に対応するため、当社と三菱総研グループは、協業によりお互いの強みを持ち寄り、技術・ノウハウ、人材などの面で相互の補完関係を強化することによって、変化に対してよりスピーディに、よりの確に対応していくことができ、その結果、両者がそれぞれの成長を実現し企業価値のさらなる向上を図ることが可能であることについて、双方の見解が一致し、本業務資本提携に至ったものです。

また当社と三菱総研グループは業務提携の効果を最大にするためには、MR I 社が当社の一定数の株式を保有し、長期的かつ強固なパートナーシップを構築することが不可欠と判断し、業務提携と合わせて、当社とMR I 社が資本提携を実施することとしました。

その方法については、資本提携が業務提携と一体として実施されるものであり、迅速かつ確実に実施することが求められることに加え、保有する自己株式を有効活用するという観点から、本自己株式処分が最善の方法であると判断しました。

(2) 業務提携の内容

当社とMR I 社、DCS 社との業務提携では、主として以下の分野で協業を推進するとともに、人材交流・人材育成、共同営業を積極的に推進してまいります。

- ① 公共分野での新たな自治体向けソリューションの共同開発、共同営業
- ② 金融分野でのシステム開発力・営業力の相互活用、フィンテックなどの最先端技術領域での協業
- ③ BPOサービスでの連携、相互サービスのクロスセル
- ④ 相互のIT人材の交流・共同育成

(3) 資本提携の内容

当社は、本自己株式処分により、MR I 社に当社普通株式2,490,000株（本自己株式処分後の所有議決権割合8.73%、発行済株式総数に対する所有割合8.71%。なお、いずれも平成30年3月31日現在の株主名簿を基準とした割合です。）を割り当てます。

2. 本業務資本提携の相手先の概要

(1) 株式会社三菱総合研究所

(1)	名称	株式会社三菱総合研究所
(2)	所在地	東京都千代田区永田町二丁目10番3号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森崎 孝
(4)	事業内容	シンクタンク・コンサルティングサービス ITサービス
(5)	資本金	63億36百万円

(2) 三菱総研DCS株式会社

(1)	名称	三菱総研DCS株式会社
(2)	所在地	東京都品川区東品川四丁目12番2号 品川シーサイドウエストタワー
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 円実 稔
(4)	事業内容	ソフトウェア開発とコンサルティング 各種事務計算等情報処理サービス アウトソーシングサービス
(5)	資本金	60億5,935万円

3. 本自己株式処分

(1)	処分期日	平成30年6月6日
(2)	処分株式数	当社普通株式 2,490,000株
(3)	処分価額	1株につき1,183円
(4)	処分価額の総額	2,945,670,000円
(5)	処分方法	第三者割当の方法による
(6)	処分先	株式会社三菱総合研究所
(7)	その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

〔個別注記表〕

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①仕掛品……………個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

②原材料及び貯蔵品……………個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①建物及び構築物……………定額法

②工具、器具及び備品……………定率法

(ただし特定の契約に基づく専用設備は定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～63年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

①自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

②市場販売目的のソフトウェア……………見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額
見込有効期間は3年以内であります。

③その他の無形固定資産……………定額法

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却

(5) 長期前払費用……………定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 受注損失引当金……………請負契約に基づくソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。
- (3) 賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。
- (4) 役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えるため、翌事業年度の役員賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産（退職給付信託）の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (6) 役員退職慰労引当金……………執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの
……………進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他のもの……………完成基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)退職給付に係る会計処理

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を退職給付引当金に計上しております。

(2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	10,416百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	240百万円
長期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	438百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	102百万円
関係会社からの仕入高	3,250百万円
関係会社とのその他の営業取引高	222百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	440百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式（注）	2,493,748	1,718	—	2,495,466

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,718株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
たな卸資産	182百万円
賞与引当金	346百万円
未払事業税	24百万円
その他	54百万円
	608百万円
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	74百万円
土地等減損損失	4百万円
投資その他の資産	154百万円
退職給付引当金	2,793百万円
役員退職慰労引当金	29百万円
その他	28百万円
小計	3,084百万円
評価性引当額	△ 158百万円
	2,926百万円
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務	△ 11百万円
その他有価証券評価差額金	△ 35百万円
	△ 47百万円
繰延税金資産（負債）の純額	
繰延税金資産（流動）	608百万円
繰延税金資産（固定）	2,878百万円
	3,487百万円

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,440円03銭
1 株当たり当期純利益	28円15銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成30年5月16日開催の取締役会において、持続的な成長と企業価値向上を目的に株式会社三菱総合研究所（以下「MR I 社」といいます。）との間で業務資本提携（以下「本業務資本提携」といいます。）及び同社に対する第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議し、同日付でMR I 社との間で業務資本提携契約を締結しました。また、本自己株式処分は、平成30年6月6日に実施します。

1. 本業務資本提携の概要

(1) 本業務資本提携の目的及び理由

当社はかねてよりMR I 社の連結子会社である三菱総研DCS株式会社（以下「DCS 社」といいます。）との間で事業上の協業関係にありましたが、このたび当社と、MR I 社及びDCS 社（以下「三菱総研グループ」といいます。）の間で業務提携契約を、当社とMR I 社との間で資本提携契約を締結することで合意に至りました。

近年、ICT企業を取り巻く市場環境は劇的に変化しています。需要面では、お客様においてオープン化・クラウド化など「所有」から「利活用」への転換が進むと同時に、最先端テクノロジーを活用したサービスに対する需要がさまざまな分野で急速に立ち上がっています。一方、供給面においては、ICTエンジニア不足が今後ますます深刻化していくことが予想されており、優秀な人材の確保がICT企業の経営にとって喫緊の課題となっています。

こうした市場構造の変化に対応するため、当社と三菱総研グループは、協業によりお互いの強みを持ち寄り、技術・ノウハウ、人材などの面で相互の補完関係を強化することによって、変化に対してよりスピーディに、よりの確に対応していくことができ、その結果、両者がそれぞれの成長を実現し企業価値のさらなる向上を図ることが可能であることについて、双方の見解が一致し、本業務資本提携に至ったものです。

また当社と三菱総研グループは業務提携の効果を最大にするためには、MR I 社が当社の一定数の株式を保有し、長期的かつ強固なパートナーシップを構築することが不可欠と判断し、業務提携と合わせて、当社とMR I 社が資本提携を実施することとしました。

その方法については、資本提携が業務提携と一体として実施されるものであり、迅速かつ確実に実施することが求められることに加え、保有する自己株式を有効活用するという観点から、本自己株式処分が最善の方法であると判断しました。

(2) 業務提携の内容

当社とMR I 社、DCS 社との業務提携では、主として以下の分野で協業を推進するとともに、人材交流・人材育成、共同営業を積極的に推進してまいります。

- ① 公共分野での新たな自治体向けソリューションの共同開発、共同営業
- ② 金融分野でのシステム開発力・営業力の相互活用、フィンテックなどの最先端技術領域での協業
- ③ BPOサービスでの連携、相互サービスのクロスセル
- ④ 相互のIT人材の交流・共同育成

(3) 資本提携の内容

当社は、本自己株式処分により、MR I 社に当社普通株式2,490,000株（本自己株式処分後の所有議決権割合8.73%、発行済株式総数に対する所有割合8.71%。なお、いずれも平成30年3月31日現在の株主名簿を基準とした割合です。）を割り当てます。

2. 本業務資本提携の相手先の概要

(1) 株式会社三菱総合研究所

(1)	名称	株式会社三菱総合研究所
(2)	所在地	東京都千代田区永田町二丁目10番3号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森崎 孝
(4)	事業内容	シンクタンク・コンサルティングサービス ITサービス
(5)	資本金	63億36百万円

(2) 三菱総研DCS株式会社

(1)	名称	三菱総研DCS株式会社
(2)	所在地	東京都品川区東品川四丁目12番2号 品川シーサイドウエストタワー
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 円実 稔
(4)	事業内容	ソフトウェア開発とコンサルティング 各種事務計算等情報処理サービス アウトソーシングサービス
(5)	資本金	60億5,935万円

3. 本自己株式処分

(1)	処分期日	平成30年6月6日
(2)	処分株式数	当社普通株式 2,490,000株
(3)	処分価額	1株につき1,183円
(4)	処分価額の総額	2,945,670,000円
(5)	処分方法	第三者割当の方法による
(6)	処分先	株式会社三菱総合研究所
(7)	その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。